

# 医療安全に関する基本方針

## 医療安全 基本理念

安心と信頼の医療を提供するためには、医療の安全性の確保が必要です。しかし、医療行為は人間が行なうため、そこには常に多くのリスクが潜んでおり、時には予期しない危険な状況に至ることがあります。この危険性を最小限にするためには、過ちを誘発しない環境や、過ちが有害事態に発展しない体制を構築することが求められます。

当院はこの考え方にに基づき、院長以下各部門の全職員が、発生した個々のリスクの報告分析や、リスク低減のための組織的管理体制の構築に積極的に取り組んでまいります。

## 取り組み事項

1. 医療安全管理室では、各委員会と調整・連携し、医療安全のための対策などの提案を行い事故発生・再発防止に取り組んでいます。
2. 全職員は、医療安全に係る研修・教育に年に2回以上参加しています。
3. 医療上の事故等が発生した場合、患者さんの生命維持と安全を最優先に考え、治療・処置をすみやかに講じるとともに、患者さん・ご家族への身体・心理面を考慮しつつ事実をすみやかに説明いたします。
4. 医療事故発生時は、当院のインシデント・アクシデント報告手順に沿って医療安全管理者および病院責任者に報告しています。
5. 医療安全管理のための指針やマニュアルを作成・改定し、全職員に周知しています。
6. 医療安全に関する院外からの情報を全職員へフィードバックし共有しています。
7. 患者さんからの相談内容で、医療安全に係わりがあると判断された事例については医療安全管理者が対応しています。